

# 令和5年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（在学採用）

## 募集要項

CF プロジェクト：Create the Future Project

### 1. 趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏、株式会社ニトリホールディングス会長の似鳥昭雄氏をはじめとする方々の御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてはむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

### 2. 出願資格等

令和5年4月からの奨学金受給を希望する者で、次の（1）から（3）を満たす者

- （1）本学の正規の教育課程に在籍の者。
- （2）＜別表＞①募集時の学業基準を満たす者（6頁目参照）。
- （3）日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

※大学院生は学部生の日本学生支援機構第一種奨学金の基準と同様とする。

**ただし、次に該当する者は申請できません。**

- ・ 日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として研究奨励金の支給を受けている者。なお、特別研究員に申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、特別研究員に採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 科学技術振興機構（JST）科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業に採用されている者。なお、同プログラムに申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 科学技術振興機構（JST）次世代研究者挑戦的研究プログラム（京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採用されている者。なお、同プログラムに申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います
- ・ 申請時に休学している者（ただし、休学理由が留学の者を除く）。
- ・ 出願時または出願にかかる学期の開始前6ヶ月以内に京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。

なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

## 在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

<申し込みが可能な在留資格>

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

## 3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

区 分	出願対象学年	支給額、 支援期間	募集枠、 採用予定者数
4年制の学部学生※1 支援期間：3、4年次	学部3年次在籍者に限る	月額：5万円 年額：60万円 期間：2年間	ニトリ chair (35名程度)
6年制の学部学生 支援期間：4～6年次	学部4年次在籍者に限る	月額：5万円 年額：60万円 期間：3年間	
修士※2・専門職学位 課程学生※3	大学院（修士・専門職学位課程）1年次在籍者に限る	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業 年限まで	ニトリ chair (11名程度) 安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair(12名程度) 河田 chair(4名程度)
博士後期課程学生・ 博士課程学生（4 年）・一貫制博士課 程学生（3年次以 上）	博士後期課程、博士課程1年次在籍者に限る、一貫制博士課程においては、博士後期課程の第1年次に相当する年次の在籍者に限る	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業 年限まで	安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair (6名程度)

※1 薬学部薬学科（6年制）へ進級する場合は、3年次から5年次の3年間となります。

※2 修士課程には、一貫制博士課程（薬学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、及び総合生存学館）の1年次に在籍の者を含みます。なお、この場合の支給期間は一貫制博士課程の1年次・2年次となります。

なお、一貫制博士課程の学生が、3年次以降も本奨学金を希望する場合は、改めて一貫制博士課程学生（3年次以上）を対象とする区分に申請する必要があります。

※3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）を法学既修者枠で選抜され入学した者は、法科大学院2年次に配属されますが、1年次に相当する者として出願することができます。

#### 4. 申請から採用内定までの流れ

##### 申込方法

希望者は、(1)「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請、および(2) 申込書類の提出(「CF プロジェクト奨学金申請システム」で作成した「CF プロジェクト奨学金申込書」および必要書類)によって申込み手続きを行ってください(片方の手順のみでは申込は完了しません)。

##### (1)「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：令和5年4月28日(金)～5月18日(木)

※ウェブ申請最終日の5月18日(木)までに確定し「CF プロジェクト奨学金申込書」を印刷してください。19日(金)以降はログインできません。

※KULASIS(京都大学教務情報システム)のトップ画面(画面右下)リンク集「CF プロジェクト奨学金申請システム」を選択してください。

##### (2) 提出書類

提出期間：令和5年4月28日(金)～5月19日(金)17:00まで(時間厳守・郵送必着)

郵送可(郵送の場合は、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で【問い合わせ先、申請窓口】に記載の住所へ郵送してください)

※締切間近は、窓口が大変混み合いますので、早めの提出をお願いします。

必要書類	対象者	注意事項
①提出書類チェックシート	全員	
②CF プロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面(長辺とじ)印刷したもの(必ず署名)</u>
③家計支持者(父母)の収入に関する証明書(コピー)	全員	令和4年分(源泉徴収票、確定申告書等)別紙を必ず読むこと
④家計支持者(父母)の市区町村県民税課税(所得)証明書または、非課税証明書(コピー)	全員	令和4年度(令和3年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※ <b>無職でも必要</b>
⑤振込先口座の通帳(コピー)	全員	振込先の口座情報が記載されている部分を提出すること ※Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷(スクリーンショットでも可)
⑥身体障害者手帳等(コピー)	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑦被災(り災)証明書(コピー)	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合

※学業成績については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※①～⑤に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑥、⑦に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー(個人番号)の記載がある場合は受け付

けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。

注) 1. 大学院生の独立生計は認められません。(原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より大学院生本人及び配偶者の年収が上回る場合等は、別途、奨学掛ま  
でご相談ください。)

2. 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。

3. 申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

### (3) 奨学生採用決定

令和5年6月下旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。

## 5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。採用決定月までの奨学金（4月～7月分）は、当該年度初回振込時（7月中旬を予定）にまとめて支給予定です。

また、適格認定（家計及び学力）※は、支給期間中の各年度末に予定しています。

京都大学が主催する報告会（年1回を予定）へは必ず参加してください。

### ※適格認定（家計及び学力）について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学業基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、支援を打ち切ります。

適格認定における基準については、家計基準は採用時と同じです。

ただし、学業基準については、＜別表＞②適格認定時の学業基準（6頁目参照）のとおりとします。

## 6. 注意事項

(1) 他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。

(2) 本学が主催する報告会（年1回を予定）等のイベントには参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。

(3) 休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。

(4) 奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります（支援休止）。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

※「休止届」「復活届」については、京都大学公式ホームページよりダウンロードしてください。

(5) 次の場合は、受給資格を失います。

① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として採用された場合

② 本奨学金の支援期間中に科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業に採用された場合

- ③ 本奨学金の支援期間中に次世代研究者挑戦的研究プログラム（京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採用された場合
  - ④ 退学等により学籍を失った場合
  - ⑤ 適格認定（家計及び学力）において、家計及び学力の認定基準を満たさない場合
  - ⑥ 京都大学通則第 32 条第 1 項（第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合
  - ⑦ その他奨学生として不適當であると認められる場合
- ※①～④に該当した場合は、直ちに学生課奨学掛まで申し出ること。

(6) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

#### 【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町（総合研究 10 号館）

Tel: 075-753-2481、2495

E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究 10 号館 1 階 ※●印の位置

①募集時の「学業基準」

募集区分	学業基準
学部学生（3・4年次）	所属学部2年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生・一貫制博士課程学生（1・2年次）	修士課程・専門職学位課程に進学したことをもって、学業基準を満たしたととする。
博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）に進学したことをもって、学業基準を満たしたととする。ただし、一貫制博士課程学生（3年次以上）に進学した者は、概ね修士修了相当の単位を修得していること。

②適格認定時の「学業基準」

採用区分	学業基準
学部学生（3・4年次）	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生（4・5・6年次）	5年次に進級する時は、所属学部4年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
	6年次に進級する時は、所属学部5年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生・一貫制博士課程学生（1・2年次）	所属大学院修士・専門職学位課程の修了に必要な単位数の概ね1/2以上の単位を修得していること。（ただし、本学法科大学院の学生の場合、2年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね1/3以上の単位を修得していることとし、3年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね2/3以上の単位を修得していること。）
博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	所属大学院において、研究指導計画に基づき、順調に研究が進捗していると認められる者。

## 【別紙】申込書類における証明書

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

### 【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】

下表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（コピー可）を提出のうえ、証明書の金額をCFプロジェクト奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください（一万円未満切り捨て）。

（※令和5年分の収入見込で選考を行うため、令和4年分の収入証明書を提出していただきます。）

#### ■所得の種類表

	所得種類	証明書類
給与	給料・アルバイト	令和4年分給与と所得の源泉徴収票（コピー） ※前年1月2日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照
	前年1月2日以降に転職・就職をした場合	原則、給与支給（予定）証明書（様式2） ・パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。
	年金	最新の年金受給額が分かるもの（コピー） ※最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書など （いずれも受給者名・金額が記載されていること） ※源泉徴収票不可
	高年齢雇用継続給付金	高年齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近4ヶ月分）（コピー）
	失業給付金	雇用保険受給資格者証（第1～4面まで）（コピー）
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの（コピー）
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの（コピー）
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）で受付印のあるもの（コピー） （E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト） ※確定申告書の第2表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を添付してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票の提出も必要
	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）（コピー）
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式1） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。	

#### 【特記事項】

※2023/01/02以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）を提出してください。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」(控)のコピーを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所は居所	氏名	京大 父		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600	

中途就・退職欄に「中途就・退職」と記載されている。就業・退職の年月日欄に「就業 退職 年 月 日」と記載されている。

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合  
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

令和4年分 所得税及びの申告書B

本人番号: 1752280

収入金額等: 1484318

所得の合計: △120000

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入

※マイナスの場合は「0(ゼロ)」(相殺しない)

確定申告書(第一表・第二表)(控)【受付印のあるもの】。

④受付印のない場合  
・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入  
※マイナスの場合は「0(ゼロ)」(相殺しない)

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

個人番号はすべて番号を隠してコピーすること!!



【(家族の中に障害がある人がいる場合のみ) 該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、氏名、生年月日が分かる部分のコピーを提出してください。(顔写真・本籍地等の部分は覆ったもので可)

障害のある人	証明書類 (提出はコピー)
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 (要介護2以上)	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証(いずれも要介護状態区分が記載されていること。) ※申請中の場合は、診断書(6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの)
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等のコピー※有効期限も確認します
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書(いずれも障害の程度が記載されていること。)

・留学生で家族に障害等のある人がいる場合は、出身国において該当する証明書類の写しの日本語訳(日本語訳が用意できない場合は、英訳)を添付して提出してください。

## 提出書類チェックシート

学生番号	氏名	電話番号		
必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員	※ <b>両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）</b>		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書（コピー）	全員	令和4年分（源泉徴収票、確定申告書等） 募集要項【別紙】申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書（コピー）	全員	令和4年度(令和3年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※ <b>無職でも必要</b> ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可	父 母	父 母
④振込口座の通帳（コピー）	全員	振込先の口座情報が記載されている部分 ※Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）して提出してください。		
⑤身体障害者手帳等（コピー）	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
⑥被災（り災）証明書（コピー）	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合		
〔様式1〕無職・無収入に係る申立書	該当者			
〔様式2〕給与支給（予定）証明書	該当者			
〔様式3〕収支内訳（見込）申込書と帳簿のコピーなど計算の根拠となる書類	該当者			

↓書類に不備があった場合↓ （大学使用欄）

不足・不備の扱類の本人への連絡	対象者	備考	連絡日	備考
①奨学金申込書	全員		/	mail・tel 担当
②収入証明書	全員		/	mail・tel 担当
③課税証明書当	全員		/	mail・tel 担当
④振込口座の通帳（コピー）	全員		/	mail・tel 担当
⑤身体障害者手帳等（コピー）	該当者		/	mail・tel 担当
⑥被災（り災）証明書（コピー）	該当者		/	mail・tel 担当
⑦	該当者		/	mail・tel 担当
⑧	該当者		/	mail・tel 担当

	1回目	2回目	3回目	P	PW
受領日	受領者	/	/	/	/
不	C	P	不	C	P

備考

学 生 番 号	学 生 氏 名

年 月 日

### 無職・無収入にかかる申立書

私は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。

(申請学生との続柄: \_\_\_\_\_)

申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(自署・押印。スタンプ印不可)

#### 《 事情 》

無職である事情、現在の生活状況等詳細を記載し、祖父母等からの援助金・養育費がある場合はその証明(様式自由・援助者作成)も提出してください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

☆雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、雇用保険受給資格者証(写)を提出してください(その場合は、本様式は提出不要です)。

学 生 番 号	学 生 氏 名

## 給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- ・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- ・示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。  
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名														
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）														
年 月 日														
③職 種（□にチェック）														
<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（            ）														
④基準日（2023年5月1日）より一年間の支払額合計(予定)														
※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕														
※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> ください。														
※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。														
<p><b>支払額年間合計（予定）</b> _____ 円</p>														
<p>〈参考〉</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">平均月額</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">労働月数</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">賞与</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支払額年間合計(予定)</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td style="height: 30px;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">↑↓ 一致すること</p>	平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)							
平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)								
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。														

⑥上記のとおり証明します。

令和      年      月      日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏            名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

# 収支内訳（見込）申告書

〔様式3〕

（昨年1月2日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
_____年_____月 ~ 2023年 4月まで 労働月数( )ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計 (①+②+③)	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額 (④-⑤)		⑥	千円
経 費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 ( )	キ	千円
	計 (ア～キの合計)	⑦	千円
<b>所得金額 (⑥-⑦)</b>			千円

上記のとおり申告します。

年 月 日

(証明者)

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

⑧

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆  
----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

( 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ) × 12 = \_\_\_\_\_千円

学生番号 \_\_\_\_\_

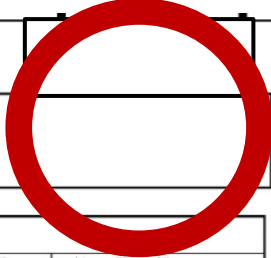
氏名 \_\_\_\_\_

# ★課税（所得）証明書

- ・令和4年度（内容は令和3年分）の証明書を提出してください。
- ・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

## ☆市・府民税課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

市・府民税課税証明書						
納税義務者		住所 氏名				
記						
年度 令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額 総所得金額等		税額			
	収入金額		市民税	所得割額	均等割額	年税額
	給与		府民税			
	公的年金等					
所得の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額	
総所得 (内給与)	〇円 (〇円)	特別障害者	配偶	雑損	総所得 〇千円	
土地等事業雑	〇円	その他障害者	同居老親等	医療費	土地等事業雑 〇千円	
分離短期譲渡	〇円	寡婦	同居扶養	社会保険料	分離短期譲渡 〇千円	
分離長期譲渡	〇円	ひとり親	老人扶養	小企共済掛金	分離長期譲渡 〇千円	
株式等の譲渡	〇円	勤労学生	特定扶養	生命保険料	株式等の譲渡 〇千円	
上場株配当等	〇円		16歳未満	地震保険料	上場株配当等 〇千円	
先物取引所得	〇円		その他扶養	障害ひ学	先物取引所得 〇千円	
山林	〇円		同居特別障害	配偶者特別	山林 〇千円	
退職	〇円		特別障害	配偶者	退職 〇千円	
			その他障害	扶養	税額控除額	
				基礎	調整 〇円	
※給与所得は所得金額調整控除後の額です。		本人、扶養該当欄の★印は該当する事を示します。		430,000円	配当 〇円	
その他の事項					寄附金 〇円	
					住宅借特別 〇円	
					外国 〇円	
					配当株譲渡割 〇円	
上記のとおり証明します。				(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額		
令和 年 月 日				市民税 税額控除額(市民税)		
				調整 〇円		
				所得割額 〇円		
				寄附金 〇円		
				住宅借特別 〇円		
				その他 〇円		
				京都市長		



## ☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

## ☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)				
所得	給与収入 5436629	主たる給与 3908800	所得区分 A 3908800	
所得	社会保険料 543663	配偶者特別 0	扶養 330000	
所得	小規模企業共済 22000	雑損 11530	基礎 430000	
所得	生命保険料 70000	医療費 0	雑損 0	
所得	地震保険料 22000	障害・ひ・勤 330000	所得控除合計② B 1737193	
所得	除 配偶者 330000	所得控除合計② B 1737193	課税標準 A-B 2171000	
(摘要)				
⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。				
市	税額控除額④	173680	税額控除額⑤	88979
市民	所得割額⑥	84700	税均等割額⑦	3500
税	税額控除額④	43420	税額控除額⑤	22245
府	所得割額⑥	21100	税均等割額⑦	1800
民	特別徴収税額⑧	111100	控除不足額⑨	0
税	既納付額⑩	0	既納付額⑪	0
額	増減額(⑧-⑩)	111100	変更前税額⑫	0
	増減額(⑧-⑫)	111100	変更月	一月
支払額		9900	受取者番号	× × × × × × × × × ×
7月分		9200	住所	住
8月分		9900	指定番号	200000
9月分		9900	名番号	
10月分			あなたの特別 及第21条の について不備が している場合は 3ヶ月以内 に申告書から 目的の取消し の届出をなさ ないことな り、届出がな されていない まま経過する こともありま す。届出がな されていない まま経過する ことにより、 正当な理由が 認められない 場合があります。	
11月分			住所が相違する場合は、下段に記載 の市税事務所へご確認ください	
12月分		9900		
1月分				
2月分				
3月分		1000		
4月分		9200		
5月分		9200		
令和3年 5月 20日				



☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税所得証明書

納税義務者	住所 氏名		
記			
年度  令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳 総所得 (内給与所得 土地等の事業・雑 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
	総所得金額等	0円	
収入金額			
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
その他の事項			

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名											
記												
年度  令和3年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額							
	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円		0円						
その他の事項				<small>(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>市民税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table>				市民税		所得割額		0円
	市民税											
所得割額		0円										

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税課税証明書

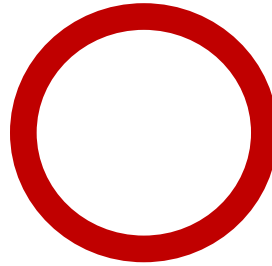
納税義務者	住所 氏名		
記			
年度  令和3年度	年税額	0円	課税標準額 総所得 土地等の事業・雑 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得 山林 退職
その他の事項			

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

# ★年金の証明書類について

- 最新（令和4年5月30日以降発行分）の証明書を提出してください。
- 個人年金等も書類の提出が必要です。

## ☆年金振込通知書・改定通知書



## ☆年金支払通知書

## ☆年金額改定通知書・年金支払通知書



☆年金証書(令和4年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

変更後の氏名

変更後の生年月日 年 月 日 支給額を変更した年月 年 月 日

上記のとおり、国民年金法による年金決定・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定しました。

厚生労働大臣 印

1. 厚生年金保険 年金決定通知書  
2. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文

年金額の内訳		基本年金額 (円)	加給年金額 (円)	加算年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
氏名	年 月					
支給開始年月	支給停止年月	年 月 ー 年 月 まで				

3. 加入期間の内訳

加入期間の内訳		月数	平均標準報酬額等の内容	
①厚生年金保険の加入期間	月	1. 平成15年3月までの期間	厚生年金保険の加入期間の月数	月数
②厚生年金保険の賦与加算期間	月	2. 平成15年3月以降の期間		
③前払保険料の賦与加算期間	月	3. 平成15年3月までの厚生年金保険期間		
④沖縄県被保険期間	月	4. 平成15年3月以降の厚生年金保険期間		
⑤沖縄県被保険期間	月	5. 昭和40年3月までの国内賃又は給戻であった期間		
⑥帰属分利等により加入者とみなされた期間	月	6. 昭和40年4月1日～平成3年3月31日の国内賃又は給戻であった期間		
⑦国内共済組合被保険期間	月	7. 昭和40年3月までの国内賃であった厚生年金保険期間		
⑧国内共済組合被保険期間	月	8. 昭和40年3月～平成3年3月31日の国内賃であった厚生年金保険期間		

4. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者(配偶者)	氏名	年 月 日
--------------	----	-------

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

年金額の内訳		基本年金額 (円)	加給年金額 (円)	加算年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
氏名	年 月					
支給開始年月	支給停止年月	年 月 ー 年 月 まで				加算額対象者 人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の納付済期間		月数	国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免納期間(1)内の月数は平成23年4月以降の月数です。	
納付	月 4号の1免除	月 ( )	国民年金の納付済期間	月数
納付	月 4号の2免除	月 ( )	国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免納期間(1)内の月数は平成23年4月以降の月数です。	月数
納付	月 4号の3免除	月 ( )		
納付	月 4号の4免除	月 ( )		

III 障害基礎年金の障害状況

障害基礎年金の障害状況		障害の種類	級	号
障害基礎年金の障害状況	障害の種類			
式診断書提出年月	年 月			

※診断書の種類は、裏面をご覧ください。

年 月 日

厚生労働大臣 印

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたびは、年金決定または支給額変更しましたので通知します。(決定・変更事由の)をご確認ください。

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

氏名

1. 年金決定通知書  
2. 年金決定の根拠となった法律の条文

(A) 厚生年金

年金決定の基礎となった期間の内訳		月数	平均標準報酬額等の内容	
①厚生年金保険の加入期間	月	1. 平成15年3月までの期間	厚生年金保険の加入期間の月数	月数
②厚生年金保険の賦与加算期間	月	2. 平成15年3月以降の期間		
③前払保険料の賦与加算期間	月	3. 平成15年3月までの厚生年金保険期間		
④沖縄県被保険期間	月	4. 平成15年3月以降の厚生年金保険期間		
⑤沖縄県被保険期間	月	5. 昭和40年3月までの国内賃又は給戻であった期間		
⑥帰属分利等により加入者とみなされた期間	月	6. 昭和40年4月1日～平成3年3月31日の国内賃又は給戻であった期間		
⑦国内共済組合被保険期間	月	7. 昭和40年3月までの国内賃であった厚生年金保険期間		
⑧国内共済組合被保険期間	月	8. 昭和40年3月～平成3年3月31日の国内賃であった厚生年金保険期間		

4. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者(配偶者)	氏名	年 月 日
--------------	----	-------

(B) 国民年金 (基礎年金)

年金決定の基礎となった期間の内訳		月数	平均標準報酬額等の内容	
①国民年金の納付済期間	月数	国民年金の納付済期間	月数	
②国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免納期間(1)内の月数は平成23年4月以降の月数です。	月数			

【 届出方法・届出期・届出の場所 】

届出の状況	届出の場所	届出の期

※上記のとおり決定し、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金決定の根拠となった法律の条文、平均標準報酬額等の内容、加給年金対象者等の内訳、加算年金額等の内容を通知します。

☆公的年金の源泉徴収票(提出不可)

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

令和 3 年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 (フリガナ) 氏名 生年月日 年金の種類

支払を受ける者

区分	支払金額	源泉徴収額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円

本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
				人	人	人	人	人 (人)	人	人	円

源泉控除対象配偶者 (フリガナ) 氏名 区分

控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

16歳未満の扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印 10mm